

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	2	2-10ハ	2-3	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
2	2	2-10ロ	2-4	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
3	2	2-11ハ	2-28	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
4	2	2-11ロ	2-29	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
5	2	2-12	2-32	全国健康保険協会被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
6	2	2-13	2-35	全国健康保険協会被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
7	2	2-14	2-38	全国健康保険協会被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
8	2	2-3ロ	2-52	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
9	2	2-4	2-56	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
10	2	2-5イ	2-60	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
11	2	2-4	2-75	全国健康保険協会被保険者の家族埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被扶養者が死亡した際に、被扶養者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
12	2	2-5イ	2-79	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
13	2	2-15	2-83	全国健康保険協会被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	全国健康保険協会の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
14	2	2-16	2-92	全国健康保険協会被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	全国健康保険協会の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
15	2	2-7	2-95	全国健康保険協会被保険者の高額療養費の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
16	2	2-8ハ	2-99	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
17	2	2-8ロ	2-100	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
18	2	2-17ハ	2-109	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
19	2	2-17ロ	2-110	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
20	2	2-3ロ	2-122	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特別被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
21	2	2-5イ	2-128	日雇特別被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特別被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
22	2	2-2	2-146	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
23	2	2-9	2-149	健康保険給付を受給する日雇特別被保険者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	日雇特別被保険者が、同一の事由により健康保険等から給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	35	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
24	3	3-10	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
25	3	3-11ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
26	3	3-11ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
27	3	3-13	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	健康保険組合の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
28	3	3-14	2-220	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
29	3	3-15	2-223	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
30	3	3-4ロ	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
31	3	3-5	2-238	健康保険組合被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
32	3	3-6イ	2-241	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
33	3	3-6イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
34	3	3-16	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	健康保険組合の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
35	3	3-17	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	健康保険組合の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
36	3	3-8	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
37	3	3-9イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
38	3	3-9ハ	2-277	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
39	3	3-9ロ	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
40	3	3-1	2-299	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	健康保険の被扶養者が、日雇特別被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
41	3	3-3	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
42	2	2-13	2-341	日雇特別被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特別被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
43	2	2-14	2-342	日雇特別被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特別被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
44	2	2-15	2-343	日雇特別被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	日雇特別被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
45	2	2-16	2-344	日雇特別被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	日雇特別被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
46	2	2-7	2-345	日雇特別被保険者の高額療養費の支給決定	日雇特別被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
47	2	2-8イ	2-346	日雇特別被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
48	2	2-8ハ	2-347	日雇特別被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
49	2	2-8ロ	2-348	日雇特別被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
50	3	3-12ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
51	3	3-12ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
52	2	2-4	2-355	日雇特別被保険者の埋葬料の支給決定	日雇特別被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
53	2	2-5イ	2-356	日雇特別被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特別被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
54	2	2-18	2-357	全国健康保険協会任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
55	2	2-1	2-364	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた全国健康保険協会の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	休業補償決定通知書	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
56	3	3-2	2-365	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた健康保険の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
57	2	2-4	2-384	日雇特別被保険者の家族埋葬料の支給決定	日雇特別被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
58	3	3-5	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	健康保険組合の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
59	2	2-5口	2-401	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
60	2	2-5口	2-402	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
61	2	2-5口	2-403	日雇特別被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特別被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
62	2	2-5口	2-404	日雇特別被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特別被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
63	3	3-6口	2-405	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
64	3	3-6口	2-406	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課
65	2	2-3イ	2-407	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
66	2	2-3イ	2-408	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特別被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
67	2	3-4イ	2-409	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
68	2	2-10イ	2-410	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
69	2	2-11イ	2-411	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
70	2	2-17イ	2-412	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
71	3	3-11イ	2-413	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
72	3	3-12イ	2-414	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
73	2	2-8イ	2-415	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
74	6	6-6イ	4-14	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
75	6	6-6イ	4-21	遺族年金の後順位者への支給決定	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
76	6	6-16	4-54	船員保険法による年金たる給付の受給（遺族年金の支給停止（解除）の決定）	船員保険法による遺族年金の支給の停止又は支給の停止の解除を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
77	6	6-7口	4-63	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
78	6	6-7イ	4-64	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
79	6	6-9	4-88	船員保険法による療養の給付の受給（高齢受給者の一部負担金の軽減の認定）	船員保険の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
80	6	6-10	4-91	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
81	6	6-11	4-94	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
82	5	5-9	4-102	船員法による療養補償との支給調整	船員保険の被保険者等が、下船後の療養補償に相当する船員保険法による給付を受けた際に、一部負担金等の自己負担の金額を給付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による療養費に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
83	5	5-4	4-117	船員保険法による療養の給付の受給等（葬祭料の支給決定）	船員保険の被保険者だった者が死亡した際に埋葬を行った者に対して資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
84	5	5-5	4-120	船員保険法による療養の給付の受給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
85	5	5-5	4-135	船員保険法による療養の給付の受給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
86	6	6-12	4-138	特定疾病給付対象療養の申請の認定	船員保険の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
87	6	6-13	4-147	限度額適用・標準負担額軽減の認定	船員保険の被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
88	6	6-4	4-150	船員保険法による療養の給付の受給等（高額療養費の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
89	6	6-5口	4-154	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
90	6	6-5イ	4-155	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
91	5	5-2	4-170	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
92	5	5-1	4-171	船員保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により健康保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課
93	6	6-8口	4-201	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
94	6	6-8イ	4-202	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
95	6	6-1イ	4-244	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
96	6	6-3	4-245	船員保険法による療養の給付の受給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
97	6	6-3	4-246	船員保険法による療養の給付の受給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課
98	5	5-3	4-247	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
99	5	5-7	4-248	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
100	5	5-8	4-249	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
101	5	5-6	4-250	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
102	9	8-1イ	7-9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課
103	9	8-1口	7-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課
104	9	8-1ハ	7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課
105	9	8-1ニ	7-12	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課
106	9	8-2イ	7-16	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課
107	9	8-2口	7-17	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
108	9	8-2ハ	7-18	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課
109	9	8-2ニ	7-19	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課
110	8	7-1イ	7-23	里親の認定等の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
111	8	7-1ロ	7-24	里親の認定等の申請に係る事実についての審査	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
112	16	12-5(12-1二、ホ)	7-28	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
113	16	12-5(12-1ヘ、ト)	7-29	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
114	16	12-5(12-1チ)	7-30	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
115	16	12-5(12-1リ)	7-31	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
116	16	12-5(12-1ヌ)	7-32	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
117	16	12-5(12-1ル)	7-33	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
118	16	12-5(12-1イ)	7-34	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
119	16	12-7	7-35	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
120	16	12-5(12-1ロ)	7-36	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
121	16	12-5(12-1ハ)	7-37	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
122	16	12-5(12-1ワ)	7-38	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
123	16	12-1二、ホ	7-40	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
124	16	12-1ヘ、ト	7-41	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
125	16	12-1チ	7-42	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
126	16	12-1リ	7-43	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
127	16	12-1ヌ	7-44	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
128	16	12-1ル	7-45	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
129	16	12-1イ	7-46	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
130	16	12- -1口	7-48	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
131	16	12- -1ハ	7-49	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
132	16	12- -1ワ	7-50	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
133	8	7- -2口	7-53	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
134	8	7- -2ハ	7-54	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
135	14	11- -1ニ	7-55	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
136	14	11- -1ホ	7-56	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
137	8	7- -3口	7-59	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
138	8	7- -3ハ	7-60	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
139	14	11- -2口	7-61	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
140	14	11- -2ハ	7-62	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
141	8	7- -4イ	7-64	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
142	8	7- -4ロ	7-65	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
143	14	11- -3口	7-66	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
144	14	11- -3ハ	7-67	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
145	15	11の2- -2	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
146	15	11の2- -2	7-69	障害児入所医療費の支給（給付保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
147	15	11の2- -2	7-71	障害児入所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
148	15	11の2- 2	7-72	障害児入所医療費の支給（国民健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
149	15	11の2- 2	7-73	障害児入所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
150	9	8- 3	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
151	9	8- 3	7-77	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
152	9	8- 3	7-78	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
153	9	8- 3	7-79	他の法令による給付との調整（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
154	9	8- 3	7-80	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
155	8	7- 2イ	7-81	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
156	8	7- 2ニ	7-82	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
157	14	11- 1口、ハ	7-83	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
158	14	11- 1イ	7-84	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
159	8	7- 3イ	7-86	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
160	8	7- 3ニ	7-87	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
161	8	7- 3ホ	7-88	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
162	14	11- 2イ	7-89	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
163	16	12- 3ハ	7-100	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
164	16	12- 3ニ	7-101	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
165	16	12-3イ	7-102	療育の給付に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
166	16	12-3ロ	7-103	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
167	16	12-4リ	7-104	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
168	16	12-4ル	7-105	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
169	16	12-4ロ	7-106	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
170	9	8-4	7-113	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請内容変更	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている支給認定の変更の届出を行った際の住民票に記載された住民票関係情報の確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課
171	16	12-2ハ、ニ 12-6ハ、ニ	7-116	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
172	16	12-2ホ、ヘ 12-6ホ、ヘ	7-117	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
173	16	12-2ト 12-6ト	7-118	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
174	16	12-2リ 12-6リ	7-119	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
175	16	12-2イ 12-6イ	7-121	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
176	16	12-2ロ 12-6ロ	7-122	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
177	16	12-2ル 12-6ル	7-123	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
178	8	7-5イ	7-125	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
179	8	7-5ロ	7-126	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
180	14	11-4イ	7-127	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
181	14	11-4ロ	7-128	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
182	9	8-3	7-129	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
183	15	11の2-2	7-130	障害児入所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課
184	16	12-4ハ	7-131	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
185	16	12-2チ 12-6チ	7-132	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
186	10	9- -1ニ	8-2	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
187	10	9- -1ホ	8-3	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
188	11	10- -1ロ	8-4	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
189	11	10- -1ハ	8-5	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
190	12	10の2- -2	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
191	12	10の2- -2	8-8	肢体不自由児通所医療費の支給（船員保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
192	12	10の2- -2	8-10	肢体不自由児通所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
193	12	10の2- -2	8-11	肢体不自由児通所医療費の支給（国民健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
194	12	10の2- -2	8-12	肢体不自由児通所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
195	10	9- -4ニ	8-15	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
196	10	9- -4ホ	8-16	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
197	10	9- -3ロ	8-18	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
198	10	9- -3ハ	8-19	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
199	11	10- -3ロ	8-20	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
200	11	10- -3ハ	8-21	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
201	10	9- -5ロ	8-31	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
202	10	9- -5ハ	8-32	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
203	11	10-5イ	8-33	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
204	11	10-5ロ	8-34	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
205	13	10の3-	8-37	保育の利用の調整又は要請	保育所等の利用に係る調整又は認定こども園等に対する児童の利用の要請のための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課
206	16	12-8ホ、ヘ	8-38	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課
207	16	12-8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課
208	16	12-8ホ、ヘ	8-40	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課
209	16	12-8リ	8-41	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課
210	16	12-8ヌ	8-42	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課
211	16	12-8ル	8-43	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課
212	16	12-8ヲ	8-44	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課
213	16	12-8イ	8-45	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証等	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課
214	16	12-8ハ	8-47	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課
215	16	12-8ニ	8-48	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課
216	16	12-8カ	8-49	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局保育課
217	10	9-1イ	8-51	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
218	10	9-1ロ、ハ	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
219	11	10-1イ	8-53	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
220	11	10-1ニ	8-54	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
221	10	9-3イ	8-65	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
222	11	10-3イ	8-66	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
223	11	10-3ニ	8-67	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
224	11	10-3ホ	8-68	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
225	10	9- 2	8-70	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
226	11	10- 2イ	8-71	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
227	11	10- 2ロ	8-72	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
228	16	12- 4ハ	8-77	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
229	16	12- 4リ	8-79	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
230	16	12- 4ル	8-80	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
231	16	12- 4ロ	8-81	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
232	11	10- 4ロ	8-82	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
233	11	10- 4ハ	8-83	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
234	11	10- 4イ	8-84	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
235	10	9- 4ロ、ハ	8-85	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
236	10	9- 4イ	8-86	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
237	12	10の2- 2	8-87	肢体不自由児通所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
238	16	12- 4リ	9-8	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
239	16	12- 4ヌ	9-9	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
240	16	12- 4ル	9-10	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
241	16	12- 4イ	9-11	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
242	16	12- 4ロ	9-12	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
243	16	12- 4ハ	9-13	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
244	16	12- 4ニ	9-14	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
245	16	12- 4ワ	9-15	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
246	16	12- 4ホ、ヘ	9-16	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
247	16	12- 4ト、チ	9-17	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
248	17	12の3- 1	10-2	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
249	17	12の3- 1	10-3	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（船員保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
250	17	12の3- 1	10-4	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国民健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
251	17	12の3- 2	10-5	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
252	17	12の3- 1	10-6	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国家公務員共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
253	17	12の3- 1	10-7	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（地方公務員等共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
254	17	12の3- 3	10-8	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（介護保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
255	18	13- 1イ	10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
256	18	13- 1ロ	10-11	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
257	19	13の2- 1	10-12	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
258	19	13の2- 2口	10-13	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（障害児福祉手当等））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	障害児福祉手当証明書等	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課
259	18	13- 2イ	10-15	実費の徴収【本人同意要】	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
260	18	13- 2口	10-16	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
261	16の2	12の2- 1 12の2- 2 12の2- 3	10-17	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局健康課
262	17	12の3- 1	10-18	他の法令による給付との調整	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（私立学校教職員共済法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課
263	20	14- 1口 14- 2口	12-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
264	20	14- 3ハ	12-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
265	20	14- 1イ 14- 2イ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
266	20	14- 1ハ 14- 2ハ	12-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
267	20	14- 3イ	12-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
268	20	14- 3口	12-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
269	22	15- 1	14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
270	22	15- 1	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国民健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
271	22	15- 1	14-8	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（船員保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
272	22	15- 1	14-10	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国家公務員共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
273	22	15- 1	14-11	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（地方公務員等共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
274	22	15- 2	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
275	22	15- 3	14-13	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
276	23	16- -	14-15	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
277	24	17- 1	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
278	24	17- 2	14-17	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
279	22	15- 1	14-45	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（私立学校教職員共済法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
280	26	19- 10	15-2	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
281	26	19- 18	15-3	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
282	26	19-1ニ、ホ、 ヘ	15-5	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
283	26	19-1ト	15-6	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
284	26	19-1ヌ	15-7	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
285	26	19-1ル	15-8	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
286	26	19-1ヲ	15-9	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
287	26	19-1ワ	15-10	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
288	26	19-1カ	15-11	生活保護の実施【本人同意要】	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
289	26	19-1コ	15-12	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
290	26	19-1ク	15-13	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
291	26	19-1ケ	15-14	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
292	26	19-1チ	15-15	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
293	26	19-1ネ	15-20	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
294	26	19-1ナ	15-21	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
295	26	19-1ラ	15-22	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課
296	26	19-1ム	15-23	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課
297	26	19-1ウ	15-24	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
298	26	19-2（19-1 ロ）	15-27	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
299	26	19-2（19-1 ハ）	15-28	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
300	26	19-2（19-1 ニ、ホ、ヘ）	15-30	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
301	26	19-2 (19-1ト)	15-31	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
302	26	19-2 (19-1又)	15-32	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
303	26	19-2 (19-1ル)	15-33	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
304	26	19-2 (19-1ヲ)	15-34	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
305	26	19-2 (19-1ワ)	15-35	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
306	26	19-2 (19-1カ)	15-36	生活保護の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
307	26	19-2 (19-1ヨ)	15-37	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
308	26	19-2 (19-1タ)	15-38	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
309	26	19-2 (19-1シ)	15-39	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
310	26	19-2 (19-1チ)	15-40	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
311	26	19-2 (19-1ネ)	15-45	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
312	26	19-2 (19-1ナ)	15-46	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
313	26	19-2 (19-1ラ)	15-47	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課
314	26	19-2 (19-1ム)	15-48	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課
315	26	19-2 (19-1ウ)	15-49	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
316	26	19-3 (19-1ロ)	15-51	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
317	26	19-3 (19-1ハ)	15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
318	26	19-3 (19-1ニ、ホ、ヘ)	15-54	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
319	26	19-3 (19-1ト)	15-55	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
320	26	19-3 (19-1又)	15-56	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
321	26	19-3(19-1ル)	15-57	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
322	26	19-3(19-1ヲ)	15-58	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
323	26	19-3(19-1ワ)	15-59	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
324	26	19-3(19-1カ)	15-60	職権による生活保護の開始若しくは変更【本人同意要】	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
325	26	19-3(19-1ヨ)	15-61	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
326	26	19-3(19-1タ)	15-62	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
327	26	19-3(19-1シ)	15-63	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
328	26	19-3(19-1チ)	15-64	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
329	26	19-3(19-1ネ)	15-69	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
330	26	19-3(19-1ナ)	15-70	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
331	26	19-3(19-1ラ)	15-71	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課
332	26	19-3(19-1ム)	15-72	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課
333	26	19-3(19-1ウ)	15-73	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
334	26	19-4(19-1ロ)	15-75	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
335	26	19-4(19-1ハ)	15-76	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
336	26	19-4(19-1ニ、ホ、ヘ)	15-78	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
337	26	19-4(19-1ト)	15-79	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
338	26	19-4(19-1又)	15-80	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
339	26	19-4(19-1ル)	15-81	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
340	26	19-4(19-1ヲ)	15-82	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
341	26	19-4(19-17)	15-83	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
342	26	19-4(19-1カ)	15-84	生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
343	26	19-4(19-1ヨ)	15-85	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
344	26	19-4(19-1タ)	15-86	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
345	26	19-4(19-1シ)	15-87	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
346	26	19-4(19-1チ)	15-88	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
347	26	19-4(19-1ネ)	15-93	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
348	26	19-4(19-1ナ)	15-94	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
349	26	19-4(19-1ラ)	15-95	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課
350	26	19-4(19-1ム)	15-96	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課
351	26	19-4(19-1ウ)	15-97	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
352	26	19-6(19-1ロ)	15-101	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
353	26	19-6(19-1ハ)	15-102	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
354	26	19-6(19-1ニ、ホ、ヘ)	15-104	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
355	26	19-6(19-1ト)	15-105	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
356	26	19-6(19-1又)	15-106	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
357	26	19-6(19-1ル)	15-107	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
358	26	19-6(19-1ラ)	15-108	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
359	26	19-6(19-1ワ)	15-109	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
360	26	19-6(19-1カ)	15-110	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
361	26	19-6(19-1ヨ)	15-111	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
362	26	19-6(19-1タ)	15-112	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
363	26	19-6(19-1シ)	15-113	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
364	26	19-6(19-1チ)	15-114	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
365	26	19-6(19-1ネ)	15-119	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
366	26	19-6(19-1ナ)	15-120	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
367	26	19-6(19-1ラ)	15-121	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課
368	26	19-6(19-1ム)	15-122	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課
369	26	19-6(19-1ウ)	15-123	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
370	26	19-1リ	15-124	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
371	26	19-2(19-1リ)	15-125	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
372	26	19-3(19-1リ)	15-126	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
373	26	19-4(19-1リ)	15-127	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
374	26	19-6(19-1リ)	15-128	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
375	26	19-1チ	15-129	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
376	26	19-2 (19-1チ)	15-130	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
377	26	19-3 (19-1チ)	15-131	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
378	26	19-4 (19-1チ)	15-132	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
379	26	19-6 (19-1チ)	15-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
380	26	19-5 (19-1ロ)	15-154	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
381	26	19-5 (19-1ハ)	15-155	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課
382	26	19-5 (19-1ニ、ホ、ヘ)	15-156	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
383	26	19-5 (19-1ト)	15-157	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
384	26	19-5 (19-1ヌ)	15-158	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
385	26	19-5 (19-1ル)	15-159	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
386	26	19-5 (19-1ヲ)	15-160	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
387	26	19-5 (19-1ワ)	15-161	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
388	26	19-5 (19-1カ)	15-162	保護に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
389	26	19-5 (19-1ヨ)	15-163	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
390	26	19-5 (19-1タ)	15-164	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
391	26	19-5 (19-1シ)	15-165	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
392	26	19-5(19-1チ)	15-166	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
393	26	19-5(19-1ネ)	15-176	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
394	26	19-6(19-1ナ)	15-177	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課
395	26	19-6(19-1ラ)	15-178	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課
396	26	19-6(19-1ム)	15-179	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課
397	26	19-6(19-1ウ)	15-180	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課
398	26	19-5(19-1チ)	15-186	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課
399	26	19-5(19-1リ)	15-187	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課
400	26	19-1イ	15-188	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課
401	26	19-2(19-1イ)	15-189	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課
402	26	19-3(19-1イ)	15-190	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課
403	26	19-4(19-1イ)	15-191	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課
404	26	19-5(19-1イ)	15-192	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課
405	26	19-6(19-1イ)	15-193	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課
406	27	20-2イ、ロ	16-3	個人住民税の障害者控除の適用	障害者に該当する者が適用される障害者控除の適用についての資格審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局市町村税課
407	27	20-6(20-2イ、ロ)	16-4	軽自動車税の障害者減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車等に係る軽自動車税について、減免を受け取るための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※初回申請時など、一定の場合には添付が必要な場合がある。	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
408	27	20-4	16-5	個人住民税の減免	納税義務者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人住民税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 市町村税課
409	27	20-5	16-6	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 固定資産税課
410	27	20-6	16-7	軽自動車税の減免	生活保護法の規定による扶助を受けている方が所有する軽自動車等に係る軽自動車税について、減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室
411	27	20-7	16-8	市町村法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課
412	27	20-9口	16-9	水利地益税等の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 市町村税課
413	27	20-10	16-10	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課
414	27	20-11	16-11	市町村民税の課税（家屋敷課税）	市町村内に事務所や家屋敷を有する者で当該市町村内に住所を有しない者に対しての均等割額の課税に係る調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村税課
415	27	20-3	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村税課
416	27	20-8口	16-14	国民健康保険税の賦課	納税義務者（国民健康保険の被保険者である世帯主）であることの確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村税課
417	28	21-1イ、ロ	16-17	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が身体障害者等である場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県税課
418	28	21-3（21-2イ、ロ）	16-18	自動車税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※初回申請時など、一定の場合には添付が必要な場合がある。	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室
419	28	21-2イ、ロ	16-19	自動車取得税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車取得税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※初回申請時など、一定の場合には添付が必要な場合がある。	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室
420	28	21-1ハ	16-20	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県税課
421	28	21-4	16-21	都道府県法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課
422	28	21-7	16-22	狩猟税の減免	狩猟税の減免の一つに貧困により生活のため公私の扶助を受けていることがあり、狩猟税申告書の添付書類として、自身が生活保護受給者であることを証する証明書を添付してもらうことで、狩猟税が減免となる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県税課
423	28	21-8	16-23	水利地益税の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 市町村税課
424	28	21-9	16-24	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課
425	28	21-5	16-25	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事（東京都）	都道府県知事等	総務省自治税務局 固定資産税課
426	28	21-6	16-26	狩猟税の課税	狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟税申告書が道府県民税の所得割額の納付を要しないというものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する書類を住所地の市町村から証明を受けて県税事務所に提出する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類	都道府県知事	市町村長	総務省自治税務局 都道府県税課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
427	27	20-8ハ	16-27	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）	特例対象被保険者等であることの確認のための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証 ※非自発的失業後、雇用保険の給付を受けている（又は、受給期間を満了したが再就職していない）者は、添付書類を省略できる。	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治税務局市町村税課
428	27	20-9イ	16-28	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免の対象となる者であることの確認のための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治税務局市町村税課
429	31	22-1イ、ロ	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
430	31	22-1ハ	19-4	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
431	31	22-1ニ	19-5	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
432	31	22-1イ、ロ	19-8	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
433	31	22-1ハ	19-10	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
434	31	22-1ニ	19-11	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
435	31	22-4 (22-1イ、ロ)	19-14	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
436	31	22-4	19-15	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
437	31	22-4 (22-1ハ)	19-16	公営住宅への入居者の決定【本人同意要】	公営住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
438	31	22-4 (22-1ニ)	19-17	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
439	31	22-1イ、ロ	19-20	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
440	31	22-1ニ	19-23	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
441	31	22-2 (22-1イ、ロ)	19-26	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
442	31	22-2	19-27	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
443	31	22-2 (22-1ハ)	19-28	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
444	31	22-2 (22-1ニ)	19-29	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
445	31	22-2 (22-1イ、ロ)	19-32	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
446	31	22-2	19-33	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
447	31	22-2 (22-1ハ)	19-34	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
448	31	22-2 (22-1ニ)	19-35	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
449	31	22-3 (22-1イ、ロ)	19-38	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
450	31	22-3 (22-2)	19-39	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
451	31	22-3 (22-1ハ)	19-40	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
452	31	22-3 (22-1ニ)	19-41	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
453	31	22-5 (22-1イ、ロ)	19-44	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
454	31	22-5	19-45	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
455	31	22-5 (22-1ハ)	19-46	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
456	31	22-5 (22-1ニ)	19-47	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
457	31	22-6 (22-1イ、ロ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
458	31	22-6 (22-2)	19-51	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
459	31	22-6 (22-1ハ)	19-52	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
460	31	22-6 (22-1ニ)	19-53	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
461	31	22-7 (22-1イ、ロ) 22-10 (22-1イ、ロ)	19-55	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
462	31	22- -10	19-56	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
463	31	22- -7 (22- -1ハ) 22- -10	19-57	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
464	31	22- -7 (22- -1ニ) 22- -10 (22- -1ニ)	19-58	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
465	31	22- -9 (22- -1イ、ロ)	19-60	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
466	31	22- -9 (22- -1ハ)	19-62	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
467	31	22- -9 (22- -1ニ)	19-63	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
468	31	22- -1イ、ロ 22- -2 (22- -1イ、ロ) 22- -3 (22- -1イ、ロ) 22- -7 (22- -1イ、ロ) 22- -9 (22- -1イ、ロ)	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
469	31	22- -1ニ 22- -2 (22- -1ニ) 22- -3 (22- -1ニ) 22- -7 (22- -1ニ) 22- -9 (22- -1ニ)	19-67	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
470	31	22- -2 (22- -1イ、ロ) 22- -3 (22- -1イ、ロ)	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
471	31	22- -2 22- -3	19-70	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
472	31	22- -2 (22- -1ニ) 22- -3 (22- -1ニ)	19-72	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
473	31	22- -8 (22- -1イ、ロ)	19-74	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気がかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
474	31	22- -8	19-75	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気がかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
475	31	22-8 (22-1二)	19-77	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気がかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
476	31	22-11 (22-1イ、ロ)	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
477	31	22-11	19-80	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
478	31	22-11 (22-1二)	19-82	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
479	34	22の3-6ロ	22-31	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
480	34	22の3-5ハ	22-33	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
481	34	22の3-6ロ	22-38	被扶養者の認定取消の確認	被扶養者の認定を取り消すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
482	34	22の3-5ハ	22-40	被扶養者の認定取消の確認	被扶養者の認定を取り消すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
483	34	22の3-7ロ	22-55	加入者被扶養者証の検認又は更新等	私学共済の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
484	34	22の3-5ハ	22-57	加入者被扶養者証の検認又は更新等	私学共済の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
485	34	22の3-8	22-64	支払未済及び未支給の給付の請求	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
486	34	22の3-6ロ	22-91	療養費、家族療養費及び高額療養費の支給決定	親族に支払未済の高額療養費、家族療養費及び高額療養費を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
487	34	22の3-6ロ	22-103	移送費及び家族移送費の支給決定	親族に支払未済の移送費・家族移送費を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
488	34	22の3-3	22-112	出産費及び家族出産費の支給決定	親族に支払未済の出産費、家族出産費を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
489	34	22の3- 6口	22-116	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定	親族に支払未済の埋葬料、家族埋葬料を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
490	34	22の3- 6口	22-125	傷病手当金の支給決定	親族に支払未済の傷病手当金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
491	34	22の3- 4口	22-127	傷病手当金の支給決定	加入者だった者に対して、喪失後の傷病手当金を支給決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
492	34	22の3- 6イ	22-498	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
493	33	22の2- 8	22-499	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
494	34	22の3- 6イ	22-501	被扶養者の認定取消の確認	被扶養者の認定を取り消すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
495	33	22の2- 8	22-502	被扶養者の認定取消の確認	被扶養者の認定を取り消すための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
496	34	22の3- 7イ	22-504	加入者被扶養者証の検認又は更新等	私学共済の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
497	33	22の2- 9	22-505	加入者被扶養者証の検認又は更新等	私学共済の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
498	33	22の2- 1	22-507	介護保険第二号被保険者に該当するに至ったことの確認	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整のための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
499	33	22の2- 1	22-508	介護保険第二号被保険者に該当しなくなったことの確認	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整のための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
500	34	22の3- 9	22-509	前期高齢者の所得の確認	70歳以上の加入者及び被扶養者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
501	34	22の3- 10	22-510	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養費標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
502	34	22の3- 11	22-511	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養費標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
503	34	22の3- 12	22-512	特定疾病対象療養の認定の申出の受理	加入者又は被扶養者が特定疾病対象療養の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
504	34	22の3- 12	22-513	特定疾病対象療養の認定の申出の確認	特定疾病対象療養の認定を受けていた加入者又は被扶養者が所得区分の変更するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
505	34	22の3- 12	22-514	特定疾病対象療養の認定の通知	特定疾病対象療養の認定を受けていた加入者又は被扶養者が所得区分の変更を実施機関に通知する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
506	34	22の3- 13	22-515	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
507	34	22の3- 1	22-516	療養費、家族療養費及び高額療養費の支給決定	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った、療養費、家族療養費、高額療養費の給付を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
508	33	22の2- 2イ	22-517	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
509	33	22の2- 2ロ	22-518	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
510	34	22の3- 2	22-519	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
511	33	22の2- 3	22-520	資格喪失後給付の届の確認	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
512	33	22の2- 3	22-521	出産費及び家族出産費の支給決定	加入者に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
513	33	22の2- 4	22-522	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定の通知	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続及び被扶養者が死亡した際に、加入者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
514	33	22の2- 6イ	22-524	傷病手当金の支給決定	加入者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
515	33	22の2- 6ロ	22-525	傷病手当金の支給決定	加入者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
516	33	22の2- 7	22-526	出産手当金の支給決定	加入者に対して、出産手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
517	33	22の2- 8	22-527	後期高齢者医療制度の被保険者資格の得喪の確認	後期高齢者医療制度の資格を喪失し加入者・被扶養者として私学共済に加入するため又は後期高齢者医療制度の被保険者になるため加入者・被扶養者の資格を喪失する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は被保険者資格証明書	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
518	33	22の2- 1	22-529	他の法令による療養との調整	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整のための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
519	33	22の2- 5	22-530	健康保険法の改定による給付と日雇特例被保険者に対する継続療養との調整	健康保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法第5章から給付を受けたことによる支給の調整のための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
520	33	22の2- 8	22-546	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	私学共済の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
521	37	23- 2	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
522	37	23- 3	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
523	37	23- 2	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
524	37	23- 3	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
525	37	23- 1	26-5	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
526	37	23- 1	26-6	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
527	38	24- 3	27-1	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類について一律の定めはなく、基本的に庁内の照会として確認している）	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
528	38	24- 1	27-2	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
529	38	24- 2	27-3	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定【本人同意要】	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
530	39	24の2- 8イ	28-5	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
531	39	24の2- 8ロ	28-6	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
532	39	24の2- 8ハ	28-7	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
533	39	24の2- 9イ	28-15	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
534	39	24の2- 9ロ	28-16	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
535	39	24の2-9ハ	28-17	組員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
536	39	24の2-10	28-39	支払未済の給付に係る受給者の確認	国家公務員共済組合の組員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
537	39	24の2-11	28-43	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の70歳以上の組員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
538	39	24の2-12	28-46	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組員に入院時食事療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
539	39	24の2-13	28-48	入院時生活療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組員に入院時生活療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
540	39	24の2-1	28-64	他の法令による療養との調整（介護保険）	国家公務員共済組合の組員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
541	39	24の2-2	28-68	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
542	39	24の2-14	28-70	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組員等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
543	39	24の2-15	28-76	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組員等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
544	39	24の2-3イ	28-78	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
545	39	24の2-3ロ	28-79	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
546	39	24の2-3ハ	28-80	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
547	39	24の2-4イ	28-84	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
548	39	24の2-4イ	28-86	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
549	39	24の2-5	28-88	埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組員が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
550	39	24の2-5	28-90	家族埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組員に対して、被扶養者が死亡した際に、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
551	39	24の2- 6	28-92	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	国家公務員共済組合の被扶養者が、日雇特別被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課
552	39	24の2- 7イ	28-94	傷病手当金の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
553	39	24の2- 4ロ	28-124	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
554	39	24の2- 4ロ	28-125	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課
555	42	25- 1	30-38	基準収入額適用申請の確認	一部負担金の割合を軽減を被保険者が国保保険者から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
556	42	25- 11	30-42	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
557	42	25- 11	30-47	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
558	42	25- 11	30-50	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
559	42	25- 12	30-52	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請の確認	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
560	42	25- 12	30-54	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
561	42	25- 12	30-56	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
562	42	25- 11 25- 12	30-58	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付の申請の確認	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
563	42	25- 3ハ	30-107	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
564	43	25の2- 1	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整（健康保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課
565	43	25の2- 2	30-116	他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
566	43	25の2- 5	30-118	他の法令による医療に関する給付との調整 (地方公務員共済組合法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課
567	43	25の2- 6	30-119	他の法令による医療に関する給付との調整 (高齢者の医療の確保に関する法律)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課
568	43	25の2- 7	30-120	他の法令による医療に関する給付との調整 (介護保険法)	医療保険給付に優先する介護保険給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課
569	42	25- 6	30-138	国民健康保険組合に対する国庫補助等の算定	国民健康保険組合に対する国庫補助金を算定するに当たって必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
570	43	25の2- 4	30-139	他の法令による医療に関する給付との調整 (国家公務員共済組合法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課
571	43	25の2- 3	30-140	他の法令による医療に関する給付との調整 (私立学校教職員共済法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課
572	44	26- -	30-141	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特別対象被保険者の届出）	非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局国民健康保険課
573	42	25- 4 25- 5	30-142	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付	他の国民健康保険から受給していないか確認するための手続 出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に必要な情報を現保険者が前医療保険者に確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
574	42	25- 9	30-143	被保険者の世帯変更の確認	国民健康保険における世帯の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
575	42	25- 10	30-144	世帯主の変更の届出の確認	国民健康保険における世帯主の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
576	42	25- 8口	30-145	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	国民健康保険組合の組合員と同一世帯になったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課
577	42	25- 8イ	30-146	市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	転入者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
578	42	25- 8イ	30-147	法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	退職等により被用者保険の資格を喪失した者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
579	42	25- 8イ	30-148	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	被用者保険等の他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
580	42	25-8イ	30-149	国民健康保険法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	就職等により被用者保険に加入した者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
581	42	25-8イ	30-150	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	被用者保険等の資格を取得したことにより、国民健康保険組合の被保険者でなくなった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
582	42	25-3イ	30-151	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
583	42	25-7ロ	30-152	保険料の減免	前住所の国民健康保険で旧被扶養の保険料減免を受けていた者が、新たに加入した国民健康保険において、引き続き当該減免を受けられるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
584	53	27-1イ 27-2イ	34-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
585	53	27-3ハ	34-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
586	53	27-1ロ 27-2ロ	34-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
587	53	27-3イ	34-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
588	53	27-3ロ	34-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
589	54	28-3 (28-1イ、ロ)	35-2	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
590	54	28-3 (28-1ハ)	35-3	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
591	54	28-3 (28-1ニ)	35-4	改良住宅の入居者の決定【本人同意要】	改良住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
592	54	28-3 (28-1ホ)	35-5	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
593	54	28-6 (28-1イ、ロ)	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
594	54	28-6 (28-1ニ)	35-10	改良住宅の家賃の決定【本人同意要】	改良住宅の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
595	54	28-6 (28-1ホ)	35-11	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
596	54	28-8 (28-1イ、ロ)	35-13	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
597	54	28-8 (28-1ハ)	35-14	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
598	54	28-8(28-1 二)	35-15	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
599	54	28-8(28-1 ホ)	35-16	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
600	54	28-7(28-1 イ、ロ)	35-19	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精 神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
601	54	28-7(28-1 ハ)	35-20	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
602	54	28-7(28-1 ニ)	35-21	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
603	54	28-7(28-1 ホ)	35-22	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
604	54	28-1イ、ロ	35-25	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手 続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精 神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
605	54	28-1ハ	35-26	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手 続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
606	54	28-1ニ	35-27	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手 続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
607	54	28-1ホ	35-28	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
608	54	28-7(28-1 イ、ロ)	35-31	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するた めの手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精 神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
609	54	28-7(28-1 ハ)	35-32	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するた めの手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
610	54	28-7(28-1 ニ)	35-33	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
611	54	28-7(28-1 ホ)	35-34	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
612	54	28-2(28-1 イ、ロ)	35-37	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶 予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精 神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
613	54	28-2(28-1 ハ)	35-38	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶 予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
614	54	28-2(28-1 ニ)	35-39	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶 予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課
615	54	28-2(28-1 ホ)	35-40	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶 予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住 宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
616	54	28-9 (28-1イ、ロ)	35-43	割増料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増料の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
617	54	28-9 (28-1ハ)	35-44	割増料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増料の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
618	54	28-9 (28-1ニ)	35-45	割増料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増料の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
619	54	28-9 (28-1ホ)	35-46	割増料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増料の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
620	54	28-4 (28-1イ、ロ)	35-48	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
621	54	28-4 (28-1ハ)	35-49	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
622	54	28-4 (28-1ホ)	35-51	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
623	54	28-10 (28-1イ、ロ)	35-52	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
624	54	28-10 (28-1ニ)	35-54	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
625	54	28-10 (28-1ホ)	35-55	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
626	54	28-1イ、ロ 28-2 (28-1イ、ロ)	35-56	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求め事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
627	54	28-1ハ 28-2 (28-1ハ)	35-57	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求め事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
628	54	28-1ホ 28-2 (28-1ホ)	35-59	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求め事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
629	54	28-5 (28-1イ、ロ)	35-61	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
630	54	28-5 (28-1ハ)	35-62	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課
631	54	28-5 (28-1ホ)	35-64	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
632	55	29- 1	36-2	障害者の職業紹介業務求職登録業務 - 求職登録票の確認（身体）	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
633	55	29- 2	36-3	障害者の職業紹介業務求職登録業務 - 求職登録票の確認（精神）	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
634	56の2	30- 1 30- 2 30- 3	36の2-2	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
635	56の2	30- 4 30- 5	36の2-3	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
636	56の2	30- 6	36の2-5	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
637	56の2	30- 7	36の2-6	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
638	56の2	30- 8	36の2-7	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
639	56の2	30- 9	36の2-8	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
640	56の2	30- 10	36の2-9	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
641	56の2	30- 11	36の2-10	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
642	56の2	30- 12	36の2-11	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
643	57	31-1イ、ロ	37-2	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
644	57	31-1ハ	37-3	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
645	57	31-1ニ	37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
646	57	31-1ホ	37-5	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
647	57	31-1ヘ	37-6	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
648	57	31-1ヲ	37-9	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
649	57	31-1ワ	37-14	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
650	57	31-2イ、ロ	37-18	児童扶養手当の額改定請求の審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
651	57	31-2ハ	37-19	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
652	57	31-2ニ	37-20	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
653	57	31-2ホ	37-21	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
654	57	31-2ル	37-24	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
655	57	31-2ヲ	37-29	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
656	57	31-5イ、ロ	37-36	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
657	57	31-4イ、ロ	37-37	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
658	57	31-3 31-5ニ	37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項、第2項に定める支給停止届係届及び第4条に定める現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
659	57	31-5ホ	37-39	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
660	57	31-5ヘ	37-40	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
661	57	31-5ヲ	37-43	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
662	57	31-5ワ 31-6ロ	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
663	57	31-5ハ 31-6イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
664	58	31の2-9イ	39-6	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治体局公務員部福祉課
665	58	31の2-9ロ	39-7	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
666	58	31の2-9ハ	39-8	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
667	58	31の2-10イ	39-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治体局公務員部福祉課
668	58	31の2-10ロ	39-18	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
669	58	31の2-10ハ	39-19	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
670	58	31の2-11	39-42	支払未済の給付に係る受給者の確認	地方公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
671	58	31の2-12	39-46	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
672	58	31の2-13	39-49	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時食事療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
673	58	31の2-14	39-51	入院時生活療養費の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時食事療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
674	58	31の2-2	39-67	他の法令による療養との調整（介護保険）	地方公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
675	58	31の2-3	39-71	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
676	58	31の2-15	39-73	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
677	58	31の2-16	39-79	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課
678	58	31の2-4イ	39-81	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治体局公務員部福祉課
679	58	31の2-4ロ	39-82	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治体局公務員部福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
680	58	31の2-4ハ	39-83	高額介護合算療養費の支給の決定	高額介護合算療養費の支給を地方公務員共済組合から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
681	58	31の2-5イ	39-87	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課
682	58	31の2-5イ	39-89	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課
683	58	31の2-6	39-91	埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課
684	58	31の2-6	39-93	家族埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の被扶養者が死亡した際に、共済組合員に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課
685	58	31の2-7	39-95	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	地方公務員共済組合の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課
686	58	31の2-8イ	39-97	傷病手当金の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
687	58	31の2-5ロ	39-298	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
688	58	31の2-5ロ	39-299	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
689	58	31の2-1	39-300	他の法令による療養との調整（休業補償の支給）	地方公務員共済組合による給付を受けた地方公務員共済組合の組合員が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	休業補償決定通知書	地方公務員共済組合	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課
690	61	32-1イ 32-2イ	41-1	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居室において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局高齢者支援課
691	61	32-1ロ 32-2ロ	41-3	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居室において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課
692	61	32-1ハ 32-2ハ	41-4	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居室において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
693	61	32- 3	41-5	措置に要する費用の支弁	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用の支払いに係る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課
694	62	33- 3	41-8	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局高齢者支援課
695	62	33- 4	41-10	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課
696	62	33- 5	41-11	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書等	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課
697	62	33- 1	41-13	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は被保険者資格証明書等	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局高齢者支援課
698	62	33- 2	41-14	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証等	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省老健局高齢者支援課
699	63	34- 1	43-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条、第31条の5、第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】	償還未済額の償還免除を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が貸付を受けている都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
700	63	34- 2 34- 3	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
701	64	35- 1	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
702	64	35- 2	44-4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
703	64	35- 3	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）【本人同意要】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
704	65	36- 1イ	45-7	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
705	65	36- 2イ	45-8	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
706	65	36- 2イ	45-9	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
707	65	36- 3	45-10	高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
708	65	36-3	45-11	高等職業訓練修了支援給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
709	65	36-10	45-12	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
710	65	36-20	45-13	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
711	65	36-20	45-14	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
712	65	36-18	45-15	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練）※雇用保険の一般教育訓練を受講している者に限り、提出を省略できる。	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
713	65	36-22	45-16	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
714	65	36-22	45-17	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
715	65	36-28	45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
716	65	36-28	45-19	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
717	66	37-11	46-2	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
718	66	37-10	46-3	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
719	66	37-21	46-17	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	受給者の特別児童扶養手当額改定請求の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
720	66	37-3	46-20	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
721	67	38-11	47-2	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
722	67	38-10	47-3	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
723	67	38-2	47-14	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	障害児福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
724	67	38-11	47-22	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
725	67	38-10	47-23	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
726	67	38-2	47-26	特別障害者手当所得状況届の内容確認	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
727	67	38-3	47-34	福祉手当所得状況届の内容確認	福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課
728	70	39-1	49-21	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
729	70	39-2	49-22	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
730	70	39-3	49-23	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
731	70	39-4	49-24	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
732	74	40- -1イ	56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
733	74	40- -1イ	56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
734	74	40- -3イ	56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
735	74	40- -3イ	56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
736	74	40- -1ロ	56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	(支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合)住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
737	74	40- -3ロ	56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	(支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合)住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
738	74	40- -2	56-27	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するのに必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	(支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合)住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
739	74	40- -3ロ	56-28	住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	児童手当の受給資格者が住所等を変更した際に必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	(支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合)住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
740	77	41- -1	57-12	未支給失業等給付の請求の受理	未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用保険課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
741	78	41の2- -1 41の2- -2 41の2- -3 41の2- -4 41の2- -5	57-28	傷病手当の認定（社会保険診療報酬支払基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課
742	77	41- -2	57-57	介護休業給付金の支給申請の受理	介護休業給付金を被保険者が公共職業安定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用保険課
743	79	42- -1	57-59	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
744	79	42- -1	57-61	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
745	78	41の2- -6	57-76	傷病手当の認定（地方公務員災害補償基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課
746	78	41の2- -3	57-81	傷病手当の認定（市町村）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課
747	79	42- -1	57-91	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース） - 対象労働者であることの確認（身体）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
748	79	42- -1	57-95	障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース） - 対象労働者であることの確認（身体）	助成金受給に必要な認定を事業主が管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
749	79	42- -1	57-100	障害者職業能力開発助成金 - 対象労働者であることの確認（身体）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
750	79	42- -1	57-102	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
751	79	42- -2	57-103	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
752	79	42- -2	57-104	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
753	79	42- -2	57-106	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース） - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
754	79	42- -2	57-108	障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース） - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金受給に必要な認定を事業主が管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
755	79	42- 2	57-110	障害者職業能力開発助成金 - 対象労働者であることの確認（精神）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
756	79	42- 2	57-111	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
757	80	43- 6	59-2	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（確認）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
758	80	43- 7	59-6	資格取得の届出【年齢到達】（確認）	年齢到達（75歳）により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
759	80	43- 7	59-8	資格取得の届出【転入】（確認）	転入により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
760	80	43- 7	59-12	資格喪失の届出（確認）	転出又はその他の事由により、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を喪失された方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
761	81	43の2- 8イ	59-44	他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険）	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（船員保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局高齢者医療課
762	81	43の2- 8ロ	59-47	他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険）	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（介護保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局高齢者医療課
763	80	43- 1イ	59-48	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
764	80	43- 1ロ	59-49	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
765	80	43- 1イ	59-51	基準収入額適用申請（確認）	一部負担金の割合が3割と判定された被保険者のうち、基準収入額適用申請の対象となることを確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
766	80	43-10	59-56	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
767	80	43-11	59-62	限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新（交付）	限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から検認（更新）されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
768	80	43-8	59-65	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
769	80	43-8	59-67	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
770	80	43-9	59-78	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
771	80	43-2	59-90	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
772	80	43-3イ	59-95	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（医療））	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
773	80	43-3ロ	59-96	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
774	80	43-4	59-103	葬祭費の支給又は葬祭の給付	葬祭費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（併給調整）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
775	80	43-5ロ	59-110	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
776	80	43-5イ	59-111	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続（被用者保険の被扶養者であったことの確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
777	80	43-5ハ	59-119	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
778	80	43-3ハ	59-128	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（介護））	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課
779	85の2	43の4-1ハ	61の2-3	入居の申込みに係る事実についての審査【本人同意要】	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
780	85の2	43の4-1イ、 ロ	61の2-9	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
781	85の2	43の4-1ニ	61の2-10	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
782	85の2	43の4-2 (43の4-1ハ)	61の2-7	賃貸借契約の解除【本人同意要】	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
783	85の2	43の4-2 (43の4-1イ、 ロ)	61の2-11	賃貸借契約の解除	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
784	85の2	43の4-2 (43の4-1ニ)	61の2-12	賃貸借契約の解除	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課
785	87	44-1ロ	63-2	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
786	87	44-1ハ	63-3	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
787	87	44-1ニ、ホ、 ヘ	63-5	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
788	87	44-1ト	63-6	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
789	87	44-1ヌ	63-7	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
790	87	44-1ル	63-8	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
791	87	44-1ヲ	63-9	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
792	87	44-1ワ	63-10	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
793	87	44-1カ	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
794	87	44-1ヨ	63-12	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
795	87	44-1タ	63-13	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
796	87	44-1レ	63-14	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
797	87	44-1チ	63-15	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
798	87	44-1ネ	63-20	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
799	87	44-1ナ	63-21	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
800	87	44-1ラ	63-22	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
801	87	44-1ム	63-23	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
802	87	44-1ウ	63-24	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
803	87	44-2(44-1ロ)	63-50	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
804	87	44-2(44-1ハ)	63-51	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
805	87	44-2(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-53	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
806	87	44-2(44-1ト)	63-54	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
807	87	44-2(44-1ヌ)	63-55	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
808	87	44-2(44-1ル)	63-56	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
809	87	44-2(44-1ヲ)	63-57	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
810	87	44-2(44-1ワ)	63-58	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
811	87	44-2(44-1カ)	63-59	支援給付の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
812	87	44-2(44-1ヨ)	63-60	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
813	87	44-2(44-1 タ)	63-61	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
814	87	44-2(44-1 シ)	63-62	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
815	87	44-2(44-1 チ)	63-63	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は 市町村長	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
816	87	44-2(44-1 ネ)	63-68	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員 会	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
817	87	44-2(44-1 ナ)	63-69	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
818	87	44-2(44-1 ラ)	63-70	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事（都 道府県知事）	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
819	87	44-2(44-1 ム)	63-71	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
820	87	44-2(44-1 ウ)	63-72	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事等	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
821	87	44-3(44-1 ロ)	63-77	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
822	87	44-3(44-1 ハ)	63-78	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
823	87	44-3(44-1 ニ、ホ、ヘ)	63-80	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指 定都市の長、中核 市の長又は児童相 談所設置市の長	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
824	87	44-3(44-1 ト)	63-81	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
825	87	44-3(44-1 ヌ)	63-82	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
826	87	44-3(44-1 ル)	63-83	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
827	87	44-3(44-1 ヲ)	63-84	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室
828	87	44-3(44-1 ヅ)	63-85	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援 護局援護企画課中国 残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
829	87	44-3(44-1カ)	63-86	職権による支援給付の開始若しくは変更【本人同意要】	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
830	87	44-3(44-1ヨ)	63-87	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
831	87	44-3(44-1タ)	63-88	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
832	87	44-3(44-1シ)	63-89	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
833	87	44-3(44-1チ)	63-90	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
834	87	44-3(44-1ネ)	63-95	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
835	87	44-3(44-1ナ)	63-96	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
836	87	44-3(44-1ラ)	63-97	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
837	87	44-3(44-1ム)	63-98	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
838	87	44-3(44-1ウ)	63-99	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
839	87	44-4(44-1ロ)	63-101	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
840	87	44-4(44-1ハ)	63-102	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
841	87	44-4(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-104	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
842	87	44-4(44-1ト)	63-105	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
843	87	44-4(44-1又)	63-106	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
844	87	44-4(44-1ル)	63-107	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
845	87	44-4(44-1ヲ)	63-108	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
846	87	44-4(44-17)	63-109	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
847	87	44-4(44-1カ)	63-110	支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
848	87	44-4(44-1ヨ)	63-111	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
849	87	44-4(44-1タ)	63-112	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
850	87	44-4(44-1シ)	63-113	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
851	87	44-4(44-1チ)	63-114	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
852	87	44-4(44-1ネ)	63-119	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
853	87	44-4(44-1ナ)	63-120	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
854	87	44-4(44-1ラ)	63-121	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
855	87	44-4(44-1ム)	63-122	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
856	87	44-4(44-1ウ)	63-123	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
857	87	44-6(44-1ロ)	63-126	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
858	87	44-6(44-1ハ)	63-127	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
859	87	44-6(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-129	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
860	87	44-6(44-1ト)	63-130	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
861	87	44-6(44-1ヌ)	63-131	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
862	87	44-6(44-1ル)	63-132	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
863	87	44-6(44-1ラ)	63-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
864	87	44-6(44-1ワ)	63-134	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
865	87	44-6(44-1カ)	63-135	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
866	87	44-6(44-1ヨ)	63-136	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
867	87	44-6(44-1タ)	63-137	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
868	87	44-6(44-1シ)	63-138	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
869	87	44-6(44-1チ)	63-139	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
870	87	44-6(44-1ネ)	63-144	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
871	87	44-6(44-1ナ)	63-145	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
872	87	44-6(44-1ハ)	63-146	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
873	87	44-6(44-1ム)	63-147	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
874	87	44-6(44-1ウ)	63-148	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
875	87	44-1リ	63-150	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
876	87	44-2(44-1リ)	63-151	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
877	87	44-3(44-1リ)	63-152	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
878	87	44-4(44-1リ)	63-153	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
879	87	44-6(44-1リ)	63-154	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
880	87	44-1チ	63-155	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
881	87	44-2(44-1チ)	63-156	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
882	87	44-3(44-1チ)	63-157	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
883	87	44-4(44-1チ)	63-158	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
884	87	44-6(44-1チ)	63-159	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
885	87	44-5(44-1ロ)	63-186	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
886	87	44-5(44-1ハ)	63-187	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
887	87	44-5(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-188	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
888	87	44-5(44-1ト)	63-189	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
889	87	44-5(44-1ヌ)	63-190	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
890	87	44-5(44-1ル)	63-191	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
891	87	44-5(44-1ヲ)	63-192	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
892	87	44-5(44-1ワ)	63-193	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
893	87	44-5(44-1カ)	63-194	支援給付に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
894	87	44-5(44-1ヨ)	63-195	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
895	87	44-5(44-1タ)	63-196	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
896	87	44-5(44-1シ)	63-197	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
897	87	44-5(44-1チ)	63-198	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
898	87	44-5(44-1ネ)	63-208	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし(当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している)	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
899	87	44-5(44-1ナ)	63-209	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助(医療費)に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
900	87	44-5(44-1ラ)	63-210	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
901	87	44-5(44-1ム)	63-211	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
902	87	44-5(44-1ウ)	63-212	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
903	87	44-5(44-1チ)	63-218	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
904	87	44-5(44-1リ)	63-219	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
905	87	44-1イ	63-220	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
906	87	44-2(44-1イ)	63-221	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
907	87	44-3(44-1イ)	63-222	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
908	87	44-4(44-1イ)	63-223	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
909	87	44-5(44-1イ)	63-224	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室
910	87	44-6(44-1イ)	63-225	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局介護企画課中国残留邦人等支援室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
911	92	45- 1	67-1	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T）に係る給付を行う際の確認	元組員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	市町村長	財務省主計局給与共済課
912	92	45- 2	67-2	旧適用法人共済組合（J.R. J.T. N.T）に係る給付を行う際の確認	年金者が死亡した際に、年金者の三親等内の親族が日本鉄道共済組合に支払未済給付を請求する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	市町村長	財務省主計局給与共済課
913	93	46-1-1	68-3	第2号被保険者の被保険者証交付申請の確認	市町村が介護保険被保険者証を第2号被保険者に交付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
914	94	47-1-18イ	68-7	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
915	94	47-1-18ロ	68-8	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
916	94	47-1-18ハ	68-9	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
917	94	47-1-18ニ	68-10	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
918	94	47-1-21	68-15	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
919	93	46-1-7	68-16	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
920	93	46-1-6	68-19	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
921	94	47-1-20	68-20	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
922	94	47-1-19イ	68-30	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
923	94	47-1-19ロ	68-31	保険料の減免等申請の内容確認	市町村が保険料を減免等するに当たって内容を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
924	94	47-1-19ハ	68-32	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
925	94	47-1-19イ	68-36	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
926	94	47-1-19ハ	68-37	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
927	94	47-1-3イ	68-57	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
928	94	47-1-3ロ	68-58	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
929	94	47-1-3ハ	68-59	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
930	94	47-1-5イ	68-63	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
931	94	47-1-5ロ	68-64	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
932	94	47-1-5ハ	68-65	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
933	94	47-1-4イ	68-73	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
934	94	47-1-4ロ	68-74	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
935	94	47-1-4口	68-75	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
936	94	47-1-4ハ	68-76	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
937	94	47-1-6イ	68-80	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
938	94	47-1-6ロ	68-81	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
939	94	47-1-6コ	68-82	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
940	94	47-1-6ハ	68-83	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
941	94	47-1-22イ	68-97	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
942	94	47-1-22ロ	68-98	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
943	94	47-1-22コ	68-99	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
944	94	47-1-22ク	68-100	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
945	94	47-1-22カ	68-101	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
946	94	47-1-22キ	68-108	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
947	94	47-1-22ク	68-109	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
948	94	47-1-22コ	68-110	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
949	94	47-1-22カ	68-111	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
950	94	47-1-22イ	68-118	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
951	94	47-1-22ロ	68-119	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
952	94	47-1-22コ	68-120	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
953	94	47-1-22ク	68-121	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
954	94	47-1-22カ	68-122	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
955	94	47-1-22イ	68-124	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
956	94	47-1-22ロ	68-125	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
957	94	47-1-22コ	68-126	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
958	94	47-1-22カ	68-127	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
959	93	46-1-2	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整	市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続	45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
960	94	47-1-23イ	68-141	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
961	94	47-1-23ロ	68-142	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
962	94	47-1-23ロ	68-143	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
963	94	47-1-23ハ	68-144	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
964	94	47-1-23イ	68-148	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
965	94	47-1-23ロ	68-149	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
966	94	47-1-23ロ	68-150	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
967	94	47-1-23ハ	68-151	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
968	93	46-1-3	68-155	要介護認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
969	93	46-1-4	68-158	要支援認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
970	93	46-1-3	68-161	要介護更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
971	93	46-1-4	68-164	要支援更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
972	93	46-1-3	68-167	要介護状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
973	93	46-1-4	68-170	要支援状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
974	94	47-1-1	68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を介護保険被保険者が市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
975	93	46-1-5	68-174	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の内容を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
976	94	47-1-7イ	68-179	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
977	94	47-1-7ロ	68-180	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
978	94	47-1-7ハ	68-181	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
979	94	47-1-8イ	68-182	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
980	94	47-1-8ロ	68-183	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
981	94	47-1-8ハ	68-184	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
982	94	47-1-9イ	68-185	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
983	94	47-1-9ロ	68-186	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
984	94	47-1-9ハ	68-187	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
985	94	47-1-12イ	68-189	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
986	94	47-1-12ロ	68-190	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
987	94	47-1-12ハ	68-191	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
988	94	47-1-13イ	68-193	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
989	94	47-1-13ロ	68-194	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
990	94	47-1-13ハ	68-195	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
991	94	47-1-10イ	68-196	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
992	94	47-1-10ロ	68-197	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
993	94	47-1-10ハ	68-198	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
994	94	47-1-11イ	68-199	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
995	94	47-1-11ロ	68-200	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
996	94	47-1-11ハ	68-201	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
997	94	47-1-2イ	68-202	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
998	94	47-1-2ロ	68-203	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
999	94	47-1-2ロ	68-204	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1000	94	47-1-2ハ	68-205	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1001	94	47-1-4ハ	68-207	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1002	94	47-1-4ロ	68-208	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1003	94	47-1-4コ	68-210	高額介護サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1004	94	47-1-4ハ	68-211	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1005	94	47-1-4ロ	68-212	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1006	94	47-1-4コ	68-214	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1007	94	47-1-22コ	68-215	特定入所者介護サービス費の支給にかかる配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1008	94	47-1-22コ	68-216	特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案（特別減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1009	94	47-1-22コ	68-217	特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1010	94	47-1-14イ	68-223	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1011	94	47-1-14ロ	68-224	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1012	94	47-1-14ロ	68-225	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1013	94	47-1-14ハ	68-226	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1014	94	47-1-15イ	68-230	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1015	94	47-1-15ロ	68-231	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1016	94	47-1-15ロ	68-232	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1017	94	47-1-15ハ	68-233	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1018	94	47-1-16ハ	68-234	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1019	94	47-1-16ロ	68-235	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1020	94	47-1-16コ	68-237	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の収入判定にかかる申請の受理、確認	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1021	94	47-1-17イ	68-238	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1022	94	47-1-17ロ	68-241	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1023	94	47-1-16イ	68-243	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課
1024	97	49- 1	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課
1025	97	49- 2イ	70-17	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1026	97	49- 2イ	70-18	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国民健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1027	97	49- 2イ	70-19	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（船員保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1028	97	49- 2イ	70-20	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国家公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1029	97	49- 2イ	70-21	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（地方公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1030	97	49- 2ロ	70-22	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1031	97	49- 2ハ	70-23	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（介護保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1032	97	49-3	70-24	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課
1033	97	49-2イ	70-25	他の法令による給付との調整	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（私立学校教職員共済法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課
1034	103	51-4イ	77-47	保険料の額の特例の申出の審査【本人同意要】	保険料の額の特例要件を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課
1035	106	53-1ロ、ハ	81-2	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査における世帯構成員の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1036	106	53-1ニ	81-3	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1037	106	53-1ホ	81-4	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）【本人同意要】	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1038	106	53-1ト	81-6	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1039	106	53-2ニ	81-8	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1040	106	53-2ロ、ハ	81-9	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1041	106	53-2ト 53-5ニ	81-10	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1042	106	53-2イ 53-5イ	81-11	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1043	106	53-2ホ 53-5ロ	81-12	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）【本人同意要】	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1044	106	53-2ヘ 53-5ハ	81-13	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（世帯主記載）	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1045	106	53-3イ、ロ	81-17	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1046	106	53-3ハ	81-18	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1047	106	53-3ホ	81-19	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（通知発送（住所調査含む）、債権償却、代位弁済請求）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	返還者等が機構に居住地等を示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1048	106	53-3ニ	81-21	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（延滞金の減免、債権償却）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認又は奨学金返還割賦額決定のための本人の状況の確認）【本人同意要】	奨学金の返還に係る債権償却等における本人、連帯保証人、保証人の収入状況の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課
1049	108	55-1リ	84-2	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1050	108	55-1ヌ	84-3	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1051	108	55-1ロ	84-4	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1052	108	55-1ハ	84-5	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1053	108	55-1リ	84-7	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1054	108	55-1ヌ	84-8	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1055	108	55-1ロ	84-9	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1056	108	55-1ハ	84-10	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1057	108	55-1リ	84-15	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1058	108	55-1ヌ	84-16	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1059	108	55-1ロ	84-17	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1060	108	55-1ハ	84-18	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1061	110	55の3-3 (53の3-1チ)	84-28	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1062	110	55の3-3 (53の3-1ト)	84-29	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1063	108	55-1リ	84-31	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1064	108	55- 1ヌ	84-32	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
1065	108	55- 1ロ	84-33	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
1066	108	55- 1ハ	84-34	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
1067	108	55- 1リ	84-36	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1068	108	55- 1ヌ	84-37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1069	108	55- 1ハ	84-38	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1070	109	55の2- 1イ	84-39	他の法令による給付との調整（健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
1071	109	55の2- 1イ	84-40	他の法令による給付との調整（船員保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
1072	109	55の2- 1イ	84-43	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
1073	109	55の2- 1イ	84-44	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
1074	109	55の2- 1イ	84-45	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
1075	109	55の2- 1ロ	84-47	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1076	109	55の2-1ハ	84-48	他の法令による給付との調整（介護保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課
1077	108	55-6へ	84-50	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1078	108	55-6ト	84-51	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1079	108	55-6イ	84-52	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1080	108	55-6ロ	84-53	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1081	110	55の3-1チ	84-62	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1082	110	55の3-1ト	84-63	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1083	108	55-9ハ	84-65	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1084	108	55-9ニ	84-66	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1085	108	55-9イ	84-67	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1086	108	55-9ロ	84-68	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1087	108	55-7ハ	84-71	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1088	108	55-7ニ	84-72	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1089	108	55-7イ	84-73	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1090	110	55の3-2 (53の3-1チ)	84-82	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1091	110	55の3-2 (53の3-1ト)	84-83	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1092	108	55-10ロ	84-84	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1093	108	55-10ハ、ニ	84-97	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1094	108	55-1イ	84-98	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1095	108	55-1二	84-99	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1096	108	55-1ホ	84-100	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1097	108	55-1へ	84-101	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1098	108	55-1ト、チ	84-102	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1099	108	55-1ホ	84-104	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1100	108	55-1ト 55-1チ	84-105	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1101	108	55-1ト	84-108	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
1102	108	55-1ロ	84-109	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1103	108	55-8イ	84-110	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1104	108	55-8ロ	84-111	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1105	108	55-8ハ	84-112	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1106	108	55-8ニ	84-113	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1107	108	55-6ハ	84-114	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	自立支援医療受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1108	108	55-6ニ、ホ	84-115	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1109	108	55-2イ	84-116	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1110	108	55-2ロ	84-117	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1111	108	55-2ハ	84-118	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1112	108	55-2ニ	84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1113	108	55-5ハ	84-121	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1114	108	55-7ロ	84-124	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1115	108	55-1ホ	84-127	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし（公用請求など）	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1116	108	55- 5イ、ロ	84-128	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付費を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
1117	108	55- 10イ	84-129	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1118	108	55- 10ホ	84-130	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1119	108	55- 10ヘ	84-131	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1120	109	55の2- 2 (55の2- 1イ)	84-132	自立支援医療費の支給認定（健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1121	109	55の2- 2 (55の2- 1イ)	84-133	自立支援医療費の支給認定（船員保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1122	109	55の2- 2 (55の2- 1イ)	84-134	自立支援医療費の支給認定（国民健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1123	109	55の2- 2 (55の2- 1ロ)	84-135	自立支援医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1124	109	55の2- 2 (55の2- 1イ)	84-136	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1125	109	55の2- 2 (55の2- 1イ)	84-137	自立支援医療費の支給認定（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1126	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-138	自立支援医療費の支給認定（私立学校教職員共済法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1127	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-139	自立支援医療費の支給認定の変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1128	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-140	自立支援医療費の支給認定の変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1129	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-141	自立支援医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1130	109	55の2- -2 (55の2- -1ロ)	84-142	自立支援医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1131	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-143	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1132	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-144	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1133	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-145	自立支援医療費の支給認定の変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1134	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-146	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1135	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-147	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1136	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-148	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1137	109	55の2- -2 (55の2- -1ロ)	84-149	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1138	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-150	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1139	109	55の2- -2 (55の2- -1イ)	84-151	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1140	109	55の2- 2 (55の2- 1イ)	84-152	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (私立学校教職員共済法)	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1141	109	55の2- 1イ	84-153	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1142	110	55の3- 4 (53の3- 1チ)	84-158	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1143	110	55の3- 4 (53の3- 1ト)	84-159	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (特別児童扶養手当等)	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
1144	113	58- 1イ	91-1	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局財務課
1145	113	58- 1ロ	91-2	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局財務課
1146	113	58- 2イ	91-4	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局財務課
1147	113	58- 2ロ	91-5	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局財務課
1148	114	59- 1	92-1	職業訓練受講給付金の支給（地方税情報） 【本人同意要】	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室
1149	114	59- 2	92-2	職業訓練受講給付金の支給（住民票情報）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室
1150	116	59の2- 1ホ、ヘ	94-7	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1151	116	59の2- 1ト、チ	94-8	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1152	116	59の2- 1イ	94-9	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1153	116	59の2- 1ロ	94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1154	116	59の2- 1ハ	94-11	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1155	116	59の2- 1ニ	94-12	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1156	116	59の2-1リ	94-13	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1157	116	59の2-1ヌ	94-14	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1158	116	59の2-1ル	94-15	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1159	116	59の2-1フ	94-16	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は 都道府県知事（都 道府県知事）	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1160	116	59の2-3（59 の2-1ホ、 ヘ）	94-22	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 （同法第二十七条第一項第三号の措置をい う。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は児 童相談所設置市の 長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1161	116	59の2-3（59 の2-1ト、 チ）	94-23	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精 神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1162	116	59の2-3（59 の2-1イ）	94-24	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1163	116	59の2-3（59 の2-1ロ）	94-25	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1164	116	59の2-3（59 の2-1ハ）	94-26	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1165	116	59の2-3（59 の2-1ニ）	94-27	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給に 関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は 市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1166	116	59の2-3（59 の2-1リ）	94-28	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1167	116	59の2-3（59 の2-1ヌ）	94-29	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1168	116	59の2-3（59 の2-1ル）	94-30	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1169	116	59の2-3（59 の2-1フ）	94-31	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は 都道府県知事（都 道府県知事）	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1170	116	59の2-4（59 の2-1ホ、 ヘ）	94-35	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 （同法第二十七条第一項第三号の措置をい う。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は児 童相談所設置市の 長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1171	116	59の2-4（59 の2-1ト、 チ）	94-36	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精 神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1172	116	59の2-4（59 の2-1イ）	94-37	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1173	116	59の2-4（59 の2-1ロ）	94-38	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1174	116	59の2-4(59の2-1ハ)	94-39	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し(転出入者等に限り)	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1175	116	59の2-4(59の2-1ニ)	94-40	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1176	116	59の2-4(59の2-1リ)	94-41	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1177	116	59の2-4(59の2-1ヌ)	94-42	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1178	116	59の2-4(59の2-1ル)	94-43	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1179	116	59の2-4(59の2-1ウ)	94-44	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1180	116	59の2-5(59の2-1ホ、ヘ)	94-48	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1181	116	59の2-5(59の2-1ト、チ)	94-49	子供のための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1182	116	59の2-5(59の2-1イ)	94-50	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1183	116	59の2-5(59の2-1ロ)	94-51	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1184	116	59の2-5(59の2-1ハ)	94-52	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し(転出入者等に限り)	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1185	116	59の2-5(59の2-1ニ)	94-53	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1186	116	59の2-5(59の2-1リ)	94-54	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1187	116	59の2-5(59の2-1ヌ)	94-55	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1188	116	59の2-5(59の2-1ル)	94-56	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1189	116	59の2-5(59の2-1ウ)	94-57	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1190	116	59の2-2(59の2-1ホ、ヘ)	94-63	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1191	116	59の2-2(59の2-1ト、チ)	94-64	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1192	116	59の2-2(59の2-1イ)	94-65	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
1193	116	59の2-2(59の2-1ロ)	94-66	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1194	116	59の2- 2 (59 の2- 1ハ)	94-67	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1195	116	59の2- 2 (59 の2- 1ニ)	94-68	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給に関 する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は 市町村長	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1196	116	59の2- 2 (59 の2- 1リ)	94-69	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1197	116	59の2- 2 (59 の2- 1ヌ)	94-70	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関 する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1198	116	59の2- 2 (59 の2- 1ル)	94-71	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1199	116	59の2- 2 (59 の2- 1ウ)	94-72	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうけるために、居住市区町村が行 う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は 都道府県知事（都 道府県知事）	内閣府子ども・子育て 本部新制度担当
1200	120	59の3- 1イ	98-2	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病 にかかっている患者が都道府県から受ける ための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難 病対策課
1201	120	59の3- 1ロ	98-3	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病 にかかっている患者が都道府県から受ける ための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難 病対策課
1202	120	59の3- 1ハ	98-4	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病 にかかっている患者が都道府県から受ける ための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難 病対策課
1203	120	59の3- 1ニ	98-5	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病 にかかっている患者が都道府県から受ける ための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難 病対策課
1204	120	59の3- 1ヲ	98-14	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病 にかかっている患者が都道府県から受ける ための手続（地方公務員災害補償基金への 照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関 する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	国民年金法その 他の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省健康局難 病対策課
1205	120	59の3- 1レ	98-15	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病 にかかっている患者が都道府県から受ける ための手続（自治体への照会（特別児童扶 養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関 する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	国民年金法その 他の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省健康局難 病対策課
1206	120	59の3- 2イ	98-18	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から 受けている特定医療費の支給認定の変更 を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難 病対策課
1207	120	59の3- 2ロ	98-19	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から 受けている特定医療費の支給認定の変更 を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難 病対策課
1208	120	59の3- 2ハ	98-20	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から 受けている特定医療費の支給認定の変更 を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難 病対策課
1209	120	59の3- 2ニ	98-21	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から 受けている特定医療費の支給認定の変更 を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難 病対策課
1210	120	59の3- 2ヲ	98-30	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から 受けている特定医療費の支給認定の変更 を行うための手続（地方公務員災害補償基 金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関 する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	国民年金法その 他の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省健康局難 病対策課
1211	120	59の3- 2レ	98-31	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から 受けている特定医療費の支給認定の変更 を行うための手続（自治体への照会（特別 児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関 する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当す る書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市 の長（難病）	国民年金法その 他の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省健康局難 病対策課

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1212	120	59の3- -3イ	98-33	他の法令による給付との調整（健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1213	120	59の3- -3イ	98-34	他の法令による給付との調整（船員保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1214	120	59の3- -3ロ	98-35	他の法令による給付との調整（児童福祉法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1215	120	59の3- -3イ	98-36	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1216	120	59の3- -3イ	98-37	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1217	120	59の3- -3イ	98-38	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1218	120	59の3- -3ハ	98-40	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1219	120	59の3- -3ニ	98-41	他の法令による給付との調整（介護保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課
1220	120	59の3- -4	98-43	特定医療費の支給認定の申請内容変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の申請内容を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課
1221	120	59の3- -3イ	98-44	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課